

申告書表面

手順1 住所、氏名などを記入する

住所、氏名、生年月日、電話番号等を必ず記入してください。

「1月1日現在の住所」の欄には、令和7年1月1日現在の住所が現住所と異なる場合に記入してください。

手順2 収入金額等、所得金額を計算する（所得金額＝令和6年中の収入金額－必要経費）

（各種類のカタカナ/丸数字は、申告書に対応しています。）

種類	内 容																									
営業等 ア/①	卸売業、小売業、製造業、建設業、飲食業、サービス業、医師、弁護士、作家、外交員、大工、漁業などによる所得。																									
農業 イ/②	米、麦、野菜、花、果樹などの生産や栽培などによる所得。																									
不動産 ウ/③	不動産（地代、家賃、駐車場）の貸付、土地や家屋の権利金などによる所得。																									
上記①～③のいずれかの所得がある人は申告書裏面「7事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。																										
利子 エ/④	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益や分配などによる所得。																									
配当 オ/⑤	株式や出資金などの配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益の分配などによる所得。 申告書裏面「8配当所得に関する事項」にも記入してください。																									
給与 カ/⑥	給料、賃金、賞与などによる所得。 ※給与収入金額とは、手取額ではなく社会保険料、源泉徴収税額などを差し引く前の金額です。 ※勤務先から交付された源泉徴収票が必要です。源泉徴収票のない人は、申告書裏面「6給与所得の内訳」に記入してください。 給与所得の速算表																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(A) 給与等の収入金額の合計額</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 550,999円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000 ～ 1,618,999円</td> <td>(A) - 550,000円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000 ～ 1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000 ～ 1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000 ～ 1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000 ～ 1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000 ～ 1,799,999円</td> <td>(B) × 4 × 0.6 + 100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000 ～ 3,599,999円</td> <td>(B) × 4 × 0.7 - 80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000 ～ 6,599,999円</td> <td>(B) × 4 × 0.8 - 440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000 ～ 8,499,999円</td> <td>(A) × 0.9 - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td>(A) - 1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>	(A) 給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	～ 550,999円	0円	551,000 ～ 1,618,999円	(A) - 550,000円	1,619,000 ～ 1,619,999円	1,069,000円	1,620,000 ～ 1,621,999円	1,070,000円	1,622,000 ～ 1,623,999円	1,072,000円	1,624,000 ～ 1,627,999円	1,074,000円	1,628,000 ～ 1,799,999円	(B) × 4 × 0.6 + 100,000円	1,800,000 ～ 3,599,999円	(B) × 4 × 0.7 - 80,000円	3,600,000 ～ 6,599,999円	(B) × 4 × 0.8 - 440,000円	6,600,000 ～ 8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円	8,500,000円以上	(A) - 1,950,000円	
	(A) 給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額																								
	～ 550,999円	0円																								
	551,000 ～ 1,618,999円	(A) - 550,000円																								
	1,619,000 ～ 1,619,999円	1,069,000円																								
	1,620,000 ～ 1,621,999円	1,070,000円																								
	1,622,000 ～ 1,623,999円	1,072,000円																								
	1,624,000 ～ 1,627,999円	1,074,000円																								
	1,628,000 ～ 1,799,999円	(B) × 4 × 0.6 + 100,000円																								
1,800,000 ～ 3,599,999円	(B) × 4 × 0.7 - 80,000円																									
3,600,000 ～ 6,599,999円	(B) × 4 × 0.8 - 440,000円																									
6,600,000 ～ 8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円																									
8,500,000円以上	(A) - 1,950,000円																									
	(A) ÷ 4 … (B) (千円未満切り捨て)																									
	(B) × 4 × 0.6 + 100,000円																									
	(B) × 4 × 0.7 - 80,000円																									
	(B) × 4 × 0.8 - 440,000円																									
	(A) × 0.9 - 1,100,000円																									
	(A) - 1,950,000円																									
雑 キ、ク、ケ/⑦,⑧, ⑨	・公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金、各種年金基金、恩給等)などによる所得。 公的年金等に係る雑所得の速算表																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(A) 公的年金等の収入金額の合計額</th> <th>公的年金所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">昭和35年 1月2日以後 に生まれた人 (65歳未満)</td> <td>～ 1,299,999円</td> <td>(A) - 600,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000 ～ 4,099,999円</td> <td>(A) × 0.75 - 275,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000 ～ 7,699,999円</td> <td>(A) × 0.85 - 685,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000 ～ 9,999,999円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,455,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円以上</td> <td>(A) - 1,955,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">昭和35年 1月1日以前 に生まれた人 (65歳以上)</td> <td>～ 3,299,999円</td> <td>(A) - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000 ～ 4,099,999円</td> <td>(A) × 0.75 - 275,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000 ～ 7,699,999円</td> <td>(A) × 0.85 - 685,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000 ～ 9,999,999円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,455,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円以上</td> <td>(A) - 1,955,000円</td> </tr> </tbody> </table>		(A) 公的年金等の収入金額の合計額	公的年金所得の金額	昭和35年 1月2日以後 に生まれた人 (65歳未満)	～ 1,299,999円	(A) - 600,000円	1,300,000 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	4,100,000 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	7,700,000 ～ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円	昭和35年 1月1日以前 に生まれた人 (65歳以上)	～ 3,299,999円	(A) - 1,100,000円	3,300,000 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	4,100,000 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	7,700,000 ～ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円
		(A) 公的年金等の収入金額の合計額	公的年金所得の金額																							
	昭和35年 1月2日以後 に生まれた人 (65歳未満)	～ 1,299,999円	(A) - 600,000円																							
		1,300,000 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円																							
		4,100,000 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円																							
		7,700,000 ～ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円																							
		10,000,000円以上	(A) - 1,955,000円																							
	昭和35年 1月1日以前 に生まれた人 (65歳以上)	～ 3,299,999円	(A) - 1,100,000円																							
		3,300,000 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円																							
4,100,000 ～ 7,699,999円		(A) × 0.85 - 685,000円																								
7,700,000 ～ 9,999,999円		(A) × 0.95 - 1,455,000円																								
10,000,000円以上		(A) - 1,955,000円																								
	※ 公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。																									
	・業務(副業に係る収入のうち、営利を目的とした断続的なもの) シルバー人材センター配分金等																									
	・その他(公的年金、恩給以外) 生命保険契約等の年金(個人年金)、原稿料、講演料など、他の所得にあてはまらない所得。 申告書裏面「9雑所得(公的年金等以外)に関する事項」にも記入してください。																									
総合譲渡・一時 コ、サ、シ/⑩	総合譲渡 …… 機械、船舶、車両、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得。 一時 …… 懸賞の賞金、競馬、競輪の払戻金、生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金などによる所得。 ※ 特別控除額は原則として50万円です。 申告書裏面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記入してください。																									
所得金額 調整控除	①給与収入が850万円を超え、あなたが特別障害、又は23歳未満の扶養親族がいる、又は特別障害者の同一生計配偶者・扶養親族がいる人は、次の金額を給与所得から控除します。 所得金額調整控除＝(給与収入<最大1,000万円>-850万円)×10% ②給与所得と公的年金等所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合、次の金額を給与所得から控除します。 所得金額調整控除＝給与所得<最大10万円>+年金雑所得<最大10万円>-10万円																									

手順3 所得から差し引かれる金額（所得控除）を計算する

種類	内 容				
社会保険料控除 ⑬	令和6年中にあなたや生計を一にする親族が負担することになっているもので、あなたが支払った保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険等の保険料)の合計額。				
小規模企業共済等掛金控除 ⑭	令和6年中に支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除きます)と心身障害者扶養共済掛金の合計額。				
生命保険料控除 ⑮	令和6年中にあなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料や個人年金保険料、介護医療保険料。				
	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料控除額計算表				
		支払った保険料の区分	新保険料	旧保険料	控除額
	生命保険料	支払った保険料額の金額	① 円	③ 円	②+④ ⑤ (最高28,000円) 円
		①③の金額を下の計算式に当てはめて計算した金額	② (最高28,000円) 円	④ (最高35,000円) 円	④と⑤のいずれか大きい金額 ⑦ 円
	個人年金保険料	支払った保険料額の金額	⑥ 円	⑧ 円	⑦+⑨ ⑩ (最高28,000円) 円
		⑥⑧の金額を下の計算式に当てはめて計算した金額	⑦ (最高28,000円) 円	⑨ (最高35,000円) 円	⑨と⑩のいずれか大きい金額 ⑪ 円
	介護医療保険料	支払った保険料額の金額	⑪ 円		
		⑪の金額を下の計算式に当てはめて計算した金額	⑫ (最高28,000円) 円		⑫の金額 ⑬ 円
	生命保険料控除額		⑦+⑪+⑬ 円 (最高限度額 70,000円)		
	新保険料の計算式(1円未満の端数切り上げ)		旧保険料の計算式(1円未満の端数切り上げ)		
	支払った保険料の金額	控除額の計算式	支払った保険料の金額	控除額の計算式	
	12,000円以下の場合	支払った保険料の全額	15,000円以下の場合	支払った保険料の全額	
	12,000円を超え 32,000円以下の場合	支払った保険料の 金額×1/2+6,000円	15,000円を超え 40,000円以下の場合	支払った保険料の 金額×1/2+7,500円	
	32,000円を超え 56,000円以下の場合	支払った保険料の 金額×1/4+14,000円	40,000円を超え 70,000円以下の場合	支払った保険料の 金額×1/4+17,500円	
56,000円を超える場合	一律に28,000円	70,000円を超える場合	一律に35,000円		
平成24年1月1日以降に締結した契約(新契約)と平成23年12月31日以前に締結した契約(旧契約)とで、控除額の計算方法が異なります。					
地震保険料控除 ⑯	令和6年中にあなたが支払った損害保険契約等について地震等損害部分の保険料。 ※旧長期損害保険料については、保険期間10年以上の満期返戻金のあるもので、平成19年以後に保険料の変更を伴う契約内容の変更があった場合を除く ※一つの契約が、⑦、⑧のいずれにも該当するときは、いずれか一方のみ該当するものとして計算する。				
	地震保険料控除額計算表				
		支払った保険料の区分	地震保険契約	支払った保険料の区分	旧長期損害保険契約
		支払った保険料の金額	① 円	支払った保険料の金額	② 円
	①の金額が50,000円以下の場合	①×1/2	⑦	②の金額が5,000円以下の場合	②の金額 円
				②の金額が5,000円を超え15,000円以下の場合	②の金額×1/2+2,500円 円
	①の金額が50,000円を超える場合	一律に25,000円		②の金額が15,000円を超える場合	一律に10,000円
	地震保険料控除額		⑦+⑧ 円 (最高限度額 25,000円)		
	雑損控除 ⑰	令和6年中に災害、盗難などにより住宅や家財などに損失を受けたとき。			
		①か②の多いほうの金額	① (損失の金額-保険等により補てんされた金額) - (総所得金額等の合計額×10%) ② (災害関連支出の金額-保険等により補てんされた金額) - 5万円		
医療費控除 ⑱	医療費控除(従来の医療費控除)又は医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)のいずれかを選択し、申告を行ってください。				
	○ 医療費控除(従来の医療費控除) 令和6年中にあなたや生計を一にする親族のために支払った医療費が次の計算式で求めた額を超えるとき。				
	控除額 (最高200万円)	= (支払った医療費-保険金等による補てん金) - (総所得金額等の合計額×5%と10万円のいずれか少ない金額)			
○ 医療費控除(セルフメディケーション税制) あなたが健康の保持増進及び疾病予防のための一定の取り組みを行っており、令和6年中にあなたや生計を一にする親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費の合計が12,000円を超えるとき。					
控除額 (最高8万8千円)	= (支払った特定一般用医薬品等購入費-保険金等による補てん金) - 12,000円				
上記⑬~⑯、⑰~⑱の控除を受ける場合は、支払証明書が必要です。					
寡婦控除 ⑲	①、②のいずれかに該当し、かつ令和6年中の合計所得金額が500万円以下で事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人。				
	①夫と死別・離別してから婚姻していない人や夫の生死不明の人で、子以外の扶養親族がいる人。 ②夫と死別してから婚姻していない人や夫の生死が不明の人。 控除額=260,000円				

種 類	内 容																																																					
ひとり親控除⑱	<p>現に婚姻をしていない人や配偶者の生死が不明の人で、生計を一にする子(令和6年中の総所得金額等の合計が48万円以下の者)があり、かつ令和6年中の合計所得金額が500万円以下で事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人。</p> <p>控除額＝300,000円</p>																																																					
勤労学生控除⑲	<p>大学や高校などの学生や生徒で給与所得などの勤労による所得があり、令和6年中の合計所得金額が75万円以下、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人。</p> <p>控除額＝260,000円</p>																																																					
障害者控除⑳	<p>あなたやあなたの同一生計配偶者及び扶養親族が障害者や特別障害者の人。</p> <p>※16歳未満の扶養親族にも適用されず。 ※この控除を受ける場合は、障害者手帳等の提示が必要です。</p> <p>○ 障害者 令和6年12月31日(年の途中で死亡した人は、その死亡の日)現在、次のいずれかに該当する障害がある人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3～6級 ・療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳2級または3級 ・65歳以上の要介護認定を受けている人で、障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている人 など <p>控除額＝260,000円</p> <p>○ 特別障害者 次のような特に重度の障害がある人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1級または2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳 1級 ・65歳以上の要介護認定を受けている人で、障害の程度が特別障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている人 など <p>控除額＝300,000円</p> <p>○ 同居特別障害者(特別障害者が同居の場合)</p> <p>控除額＝530,000円</p>																																																					
配偶者控除㉑	<p>令和6年12月31日(年の途中で死亡した人は、その死亡の日)現在、あなたと生計を一にする配偶者で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人。</p> <p>※内縁関係の場合は該当しません。 ※青色事業専従者及び白色事業専従者は該当しません。 ※本人の令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合は該当しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">本人の合計所得金額</th> <th colspan="3">控 除 額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年齢</td> <td>70歳未満</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>70歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	本人の合計所得金額		控 除 額			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	年齢	70歳未満	33万円	22万円	11万円	区分	70歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円																																			
本人の合計所得金額				控 除 額																																																		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																		
年齢	70歳未満	33万円	22万円	11万円																																																		
区分	70歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円																																																		
配偶者特別控除㉒	<p>本人の令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の人。</p> <p>※ この控除を受ける場合は配偶者の合計所得金額を記入してください。 ※ 配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者控除を受けることになり、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">本人の合計所得金額</th> <th colspan="3">控 除 額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td>480,001 ～ 950,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>950,001 ～ 1,000,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000,001 ～ 1,050,000円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,050,001 ～ 1,100,000円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,100,001 ～ 1,150,000円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,150,001 ～ 1,200,000円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,200,001 ～ 1,250,000円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,250,001 ～ 1,300,000円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,300,001 ～ 1,330,000円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	本人の合計所得金額		控 除 額			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者の合計所得金額	480,001 ～ 950,000円	33万円	22万円	11万円		950,001 ～ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円		1,000,001 ～ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円		1,050,001 ～ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円		1,100,001 ～ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円		1,150,001 ～ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円		1,200,001 ～ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円		1,250,001 ～ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円		1,300,001 ～ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円
本人の合計所得金額				控 除 額																																																		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																																		
配偶者の合計所得金額	480,001 ～ 950,000円	33万円	22万円	11万円																																																		
	950,001 ～ 1,000,000円	33万円	22万円	11万円																																																		
	1,000,001 ～ 1,050,000円	31万円	21万円	11万円																																																		
	1,050,001 ～ 1,100,000円	26万円	18万円	9万円																																																		
	1,100,001 ～ 1,150,000円	21万円	14万円	7万円																																																		
	1,150,001 ～ 1,200,000円	16万円	11万円	6万円																																																		
	1,200,001 ～ 1,250,000円	11万円	8万円	4万円																																																		
	1,250,001 ～ 1,300,000円	6万円	4万円	2万円																																																		
	1,300,001 ～ 1,330,000円	3万円	2万円	1万円																																																		
扶養控除㉓	<p>令和6年12月31日(年の途中で死亡した人は、その死亡の日)現在、あなたと生計を一にする親族で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人。※青色事業専従者及び白色事業専従者は該当しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 齢 区 分</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の控除対象扶養親族(昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ、平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族(昭和30年1月1日以前生まれ)</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等扶養親族(昭和30年1月1日以前生まれ)</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 扶養親族のうち、16歳未満(平成21年1月2日以降生まれ)の方に対する扶養控除はありません。ただし、「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄には記載が必要です。</p>	年 齢 区 分	控 除 額	一般の控除対象扶養親族(昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ、平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ)	33万円	特定扶養親族(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)	45万円	老人扶養親族(昭和30年1月1日以前生まれ)	38万円	同居老親等扶養親族(昭和30年1月1日以前生まれ)	45万円																																											
年 齢 区 分	控 除 額																																																					
一般の控除対象扶養親族(昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ、平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ)	33万円																																																					
特定扶養親族(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)	45万円																																																					
老人扶養親族(昭和30年1月1日以前生まれ)	38万円																																																					
同居老親等扶養親族(昭和30年1月1日以前生まれ)	45万円																																																					
基礎控除㉔	<p>控除額＝430,000円 ※ 合計所得金額が2,400万円を超える方については、控除額が逡減します。</p>																																																					

申告書裏面

11 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする親族(15歳以上)で、事業専従者がいる場合に、その人の氏名、続柄、専従者給与(控除)額などを記入してください。

なお、白色申告の場合は、事業専従者1人につき、次の①か②のいずれか少ない方の金額を記入してください。

① 860,000円(配偶者以外の場合は500,000円) ② (事業専従者控除額を差し引く前の所得金額) ÷ (事業専従者の数 + 1)

14 寄附金に関する事項

あなたが令和6年中に次の団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合には記入してください。

- ・都道府県 ・市区町村(ふるさと納税) ・石川県共同募金会
- ・日本赤十字石川県支部 ・石川県または七尾市が条例で指定した団体等

※この控除を受ける場合は、寄附金の金額などの証明書が必要です。

15 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除を適用する人は、該当する要件に応じて、次のとおり記載してください。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要(㉔障害者控除欄に記載)
同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者	障害がある方の氏名・続柄・生年月日・障害等級・個人番号
扶養親族が年齢23歳未満	扶養親族の氏名・続柄・生年月日・個人番号

ただし、同一生計配偶者または扶養親族の氏名が表面㉔～㉖欄および16歳未満の扶養親族欄に記載がされている場合は、記載を省略できます。

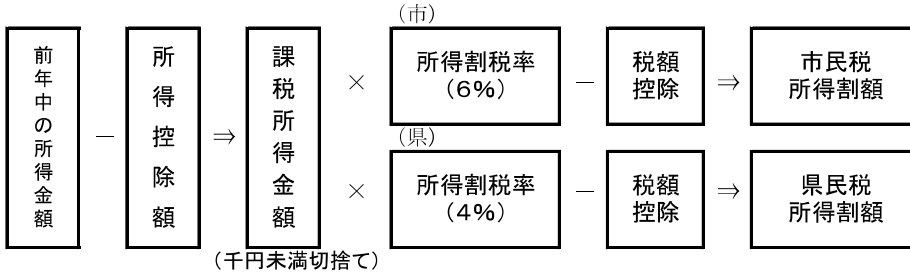
市・県民税の計算方法・税率

市・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。前年の所得に対して課税されます。

○均等割額

市民税 … 3,000円
県民税 … 1,500円 * 県民税についてはいしかわ森林環境税500円を含みます。
森林環境税 … 1,000円 * 国税

○所得割額 次の図式によって計算します。



税額控除について

課税所得金額に税率を乗じて算出した所得税額から、次の金額を控除します。

■配当控除 課税控除率

課税所得金額	市民税	県民税
1,000万円以下	1.6%	1.2%
1,000万円を超える場合 その超える部分	0.8%	0.6%

(配当控除額=配当所得金額×税額控除率)
私募証券投資信託等の場合は率が異なります。

■調整控除

税源移譲によって生じる所得税と市・県民税の人的控除の差額に基づく負担増を調整するため、下記の計算式で計算された金額が、市・県民税の所得割から控除されます。ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、適用外となります。

控除額の計算

- 課税所得金額200万円以下の場合
次の①か②のいずれか少ない金額の5% (市民税3%、県民税2%)
 - 人的控除の差額の合計
 - 市・県民税の課税所得金額
- 課税所得金額が200万円超えの場合
〔人的控除額の差額の合計額 - (課税所得金額 - 200万円)〕
× 5% (市県民税3%、県民税2%)
※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

■寄附金控除

控除額の計算

- 基本控除額 (寄附金 - 2千円) × 10% (市民税6%、県民税4%)
※寄附先が都道府県・市区町村の場合は、②特別控除額を加算
- 特別控除額 (寄附金 - 2千円) × [90% - 所得税の限界税率 (0~45%) × 1.021] × (市民税3/5、県民税2/5)
※市・県民税所得割額の2割が上限。

■住宅借入金等特別控除

平成21年から令和7年までに居住を開始し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人で、所得税において控除しきれない額が生じた場合、その金額を市民税・県民税の所得割額から控除します。

次の(1)(2)のいずれか小さい額を住民税の所得割から控除します。

- 所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税から控除しきれなかった金額
- 所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで (地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで) であって、特定取得 (消費税率8%)、特別特定取得 (消費税率10%) 又は特例特別特例取得に該当する場合には、「5%」を「7%」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額